



## 8月は「差別をなくす運動月間」です。

玖珠町では、国の同和対策審議会答申が出された8月を「差別をなくす運動月間」と定めています。部落差別問題（同和問題）の解決を目指し、さまざまな人権問題に関する理解を深める機会にさせていただくため「玖珠町人権を守る町民のつどい」を開催します。

### 「人権を守る町民のつどい」

日時 8月5日（水）午後7時～  
場所 くすまちメルサンホール  
演題 「差別意識のカラクリを考える」  
講師 奥田 均さん  
（近畿大学人権問題研究所特任教授）

## 部落差別問題について正しい理解を深めましょう

部落差別問題とは、日本社会が歴史的発展をしていくなかで形づくられた身分階層による差別です。国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に下に位置づけられ、日常生活の中で様々な差別を受けてきた、日本固有の重大な人権問題です。残念ながら、今もなお、こうした人々に対して差別する発言や待遇があります。

最近では、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがされる、といった事案も発生しています。差別や偏見による行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。部落差別問題を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会を実現しましょう。

## 法務局からのお知らせ

8月の「差別をなくす運動月間」にあわせて、法務局では特設の相談所を設けて、様々な差別などの人権問題の相談を受け付けします。電話による相談も可能です。秘密はお守りします。

### 「あらゆる差別をなくそう 人権なんでも相談所」

日時 8月6日（水）～7日（木）  
午前10時から午後3時  
場所 大分地方法務局日田支局  
電話番号 0570（003）110

### 「新型コロナウイルス感染拡大に伴う 差別・偏見などに関する特設相談所」

日時 8月24日（月）～28日（金）  
午前10時から午後3時  
場所 大分地方法務局日田支局  
電話番号 0570（003）110

## 隣保館は、あなたの身近な相談窓口です。

隣保館では、人権に関すること、生活のこと、就労のことなど様々な相談に応じています。（相談無料）

町内にお住まいの方であればどなたでも相談できます。

相談内容の秘密は固く守られますのでご安心ください。なお、相談は電話でも受け付けていますが、相談内容によっては、ご来館して頂くこともあります。※ハローワークの求人情報もありますので、お気軽に隣保館にお尋ねください。



大分県人権啓発イメージキャラクター  
こころちゃん

## 8月の行事予定

※（保）玖珠町隣保館

6日（木）午後1時30分～	生花教室（保）	20日（木）午後1時30分～	生花教室（保）
9日（日）午後8時～	編物教室（保）	23日（日）午後8時～	編物教室（保）
10日（月）午後8時～	カラオケ教室（保）	24日（月）午後8時～	カラオケ教室（保）
12日（水）午後3時30分～	書き方教室（保）	26日（水）午後3時30分～	書き方教室（保）
20日（木）午前9時30分～	茶道教室（保）	27日（木）午前9時30分～	茶道教室（保）
※料理教室は8月まで休講			